



移動に対応した、交通手段の確保及び日常生活の安定を図る必要がある。

また、町道諏訪前線は、当該辺地の主要な生活路線となっているが、幅員が狭く車両のすれ違いが困難であり、見通しも悪いことなど辺地内住民の安全が図られない状況にあるため、辺地内町道の拡幅・改良・舗装と路盤改良を含めた舗装を実施し、交通の確保と日常生活の安定を図る必要がある。

(3) 各区分の施設整備についての方針

ア. 交通・通信体系の整備

住民利用運行として、患者輸送車を整備（更新）することにより、地域住民の健康維持と生活水準の向上を図る。

また、拡幅改良等を実施することにより、車両のすれ違いや冬期間の雪崩、落石による交通障害を解消し、安心安全な生活路線を確保する。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度 ～ 令和8年度 (3か年) (単位：千円)

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳			一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①-② ③		
1	患者輸送車 整備事業	阿賀町	5,000		5,000		5,000
2	町道諏訪前 線整備事業	阿賀町	(23,000)	(13,000)	(10,000)		(10,000)
合 計			(28,000) 5,000	(13,000)	(15,000) 5,000		(15,000) 5,000

注1) 2(1)は当該辺地とその他地域との間にどのような格差があるかがわかるように記述すること

注2) 2(2)は公共的施設の整備によって2(1)の格差がどう是正されるかがわかるように記述すること

注3) 2(3)はア～オの区分毎に2(2)の基本方針を踏まえて説明すること

注4) 3「公共的施設の整備計画」は計画変更の場合、変更後の数値（新規事業の追加の場合は新規事業の数値）を上段に（ ）書きすること。